

# 平成25年度事業計画書

## 公益社団法人瀬戸内海環境保全協会

### 今年度事業推進上の基本方針

「瀬戸内海環境保全協会」の設立趣意を踏まえつつ、次の方針のもと事業を展開する。

「瀬戸内海の環境保全・創造」に関する活動拠点、瀬戸内海の各種対策のコーディネータとして、

(1)瀬戸内海の環境活動、環境学習に関する指導者のネットワーク構築、教材等作成提供

(2)瀬戸内海の栄養塩類や生物多様性等新たな課題に対する調査研究

(3)瀬戸内海に関する各種情報、データの収集・発信

の中心的な役割を目指して事業を進めることとする。

また、事業実施にあたっては、瀬戸内海に関係する府県市、漁業団体、環境衛生団体の緊密な連携のもと、新たな水環境の考え方の一つである「(森・川・海の)流域管理」や「里海」をキーワードとしながら、環境省や瀬戸内海環境保全知事・市長会議、瀬戸内海研究会議との連携をさらに密にし、豊かで美しい瀬戸内海を後世に継承していくための事業展開を図っていく。

## I 事業

### 1. 瀬戸内海の環境保全・創造に関する普及啓発、活動支援及び情報収集・提供

#### (1) 普及啓発・活動支援

##### ①瀬戸内海環境保全月間事業の展開

瀬戸内海の環境保全意識の高揚を図るため、次の事業を実施する。

ア、平成25年度瀬戸内海環境保全月間（期間：平成25年6月1日～30日）ポスターの配布・掲示

平成24年度に公募し、選定された最優秀作品を平成25年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配布し、瀬戸内海環境保全月間に広く掲示する。

イ、平成26年度瀬戸内海環境保全月間ポスター募集・選定

平成26年度瀬戸内海環境保全月間に向け、環境省と共催で、ポスターの原画を募集し、入選作品を選定する。

##### ②瀬戸内海環境保全への支援

ア、「里海づくり」支援事業の展開

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全意識の啓発、理解及び活動参加の推進を図るため、会員府県市が実施する人と自然が共生する「里海づくり」に係る環境学習事業や環境ボランティア人材育成事業に対し、資材を提供し支援を行う。

支援対象事業 ・自然観察会や子どもたちを対象とした体験的学習

・環境ボランティアの人材育成事業

イ、環境保全事業への支援

環境衛生団体や漁業団体が取り組んでいる浜辺の清掃や環境美化等、各種環境保全・創

造活動事業に対し、その活動費用の一部を助成する。

ウ、「瀬戸内オリーブ基金」による瀬戸内海地域の緑化の推進

有害産業廃棄物の不法投棄事件「豊島事件」をきっかけに、建築家安藤忠雄氏と、豊島事件弁護団長の中坊公平氏が呼びかけ、植樹等の緑化活動により、瀬戸内海の自然環境を保全していくことを目的とした「瀬戸内オリーブ基金」を活用し、正会員が瀬戸内海周辺一帯及び流域で行う植樹・育苗等の自然再生、地域再生にかかる緑化事業に協力する。

### ③環境保全研修の実施

ア、瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム研修の実施

団塊の世代の退職に伴い、環境技術職員の世代交代が進むなか、新たに水環境保全業務に従事する職員を対象に、瀬戸内法や排水処理技術、瀬戸内海の新たな取り組みについて、研修を行う。

- ・場 所：未 定
- ・時 期：7月から11月の間の2日間（1泊2日）
- ・定 員：30名程度
- ・内 容：講義、現地研修及び情報交換

イ、瀬戸内海の環境保全に関する各団体合同研修会の開催

当協会設立の原動力の一つである環境衛生団体と連携を継続・維持していくため、同団体の合同研修会を共同で開催する。

ウ、瀬戸内海の環境保全に関する賛助会員等研修会の開催

当協会の賛助会員であり、ともに瀬戸内海の環境保全に取り組んでいる企業間のネットワークづくりの場として、企業ニーズを踏まえながら研修会を実施する。

### ④環境保全事業への参加・協力

ア、瀬戸内海環境保全特別措置法制定40周年記念事業（新）

瀬戸内海環境保全特別措置法が制定（昭和53年6月13日恒久法として特別措置法に改正）されてから40年になる。瀬戸内海環境保全の重要性を再認識するとともに、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生すべく決意新たに取組を行い、更に、瀬戸内海の文化や景観等多彩な地域資源を含めた瀬戸内海の魅力を、広く一般に発信するために、平成24年度に引き続き、記念の事業を環境省、瀬戸内海環境保全知事・市長会議とともに実施する。

・記念事業

シンポジウム、ポスター原画展等を平成25年9月7日（土）、高松市・サンポートホール高松において開催する。

・瀬戸内海フォトコンテスト（平成24年度からの継続事業）

募集期間：平成25年1月10日～6月10日

イ、環境イベントへの参加・協力

他団体が主催する環境イベントにおいてパネルの展示、資料配布、スナメリのマスコットイラスト「ほのぼのん」を活用したマグネット等の配布を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

ウ、会員等主催事業への支援

会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業へのパネルの貸出などの支援を行う。

エ、環境NGO・NPOとの連携・支援

瀬戸内海の環境保全等に努める環境NGO・NPOとの連携や支援を行う。

### ⑤KJB瀬戸内基金の管理・運営

瀬戸内海の環境保全等に取り組む環境NGO・NPOを支援するため、フィリップ モリス ジャパン株式会社が提唱する「keep Japan beautiful～日本をエコひいきしよう～」の一環として、瀬戸内海地域における環境美化・保全活動に取り組む市民団体の活動や事業の助成・支援を行うため設立した「KJB (keep Japan beautiful) 瀬戸内基金」の管理・運營業務を行う。

### ⑥海文化事業の推進

瀬戸内海がもつ自然や歴史、食文化等多様な地域資源を背景に、瀬戸内海で結ばれている地域住民の生活・文化の交流を通じて、環境保全への一層の意識醸成を図り、「豊かで美しい瀬戸内海」を実現するため、海文化を通じた新たな事業を行う。

### ⑦瀬戸内海環境保全に関する関係府縣市・団体との連携

ア、瀬戸内海再生に向けた取組みの推進

瀬戸内海の生物多様性の確保、水産資源の回復、美しい自然とふれあう機会の提供等、豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための施策が総合的、計画的に推進されるよう、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と連携して、種々の取組みを進める。

＊瀬戸内海環境保全特別措置法制定40周年記念事業 再掲

イ、国に対する提案

栄養塩の適正管理や藻場、干潟の保全等、単独の府県だけでは取り組めない瀬戸内海の広域的な課題の解決に向けた調査・研究に取り組むため、国に提案する。

ウ、賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進に努める。

エ、瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議（平成25年4月1日設立予定）の事務局を担うとともに、研究会議が行う「瀬戸内海研究フォーラムin山口」の開催（平成25年8月9～10日）等の事業の運営推進について支援・協力を行う。

オ、国際的な活動への協力

(公財) 国際エメックスセンターが行う国際的な行事について、協力をを行う。

## (2) 情報共有・発信事業

瀬戸内海の環境保全にかかる現状や、瀬戸内海のあり方、行政施策に関する情報を収集し、今後の施策や事業の連携、協調を図るため、府県市、漁業団体、環境衛生団体等の会員をはじめ、関係する市民等に広く情報を発信し共有する。

### ①総合誌「瀬戸内海」の発行・配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を発行・配布するとともに協会ホームページに掲載する。

- ・発行回数：年2回（9月、3月 各1,000部）
- ・無償配布：会員団体（冊子及びCD-ROM）
- ・有償配布：年間購読者等（冊子のみ）

### ②資料集「瀬戸内海の環境保全－平成25年度版－」の発行・配布

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、資料集「瀬戸内海の環境保全－平成25年度版－」として発行・配布する。

- ・無償配布先：会員団体（冊子及びCD-ROM）
- ・有償配布先：会員以外（冊子のみ）

### ③協会ホームページによる情報の発信

瀬戸内海の環境保全に関する環境学習情報等を広く一般の方も容易に入手できるとともに、環境保全に取り組むNPOのネットワーク化にも役立つよう情報を発信する。

### ④メールマガジンによる情報の発信

会員府県市、漁業団体、環境衛生団体及び協会が有するトピックスを収集し、情報共有や施策立案等だけでなく、会員を通じた普及啓発に資する情報発信を行う。

## 2. 瀬戸内海の環境保全・創造に関する調査・研究事業

### (1) 調査・研究事業

豊かで美しい瀬戸内海実現に資する調査・研究事業について、環境省等からの受託など外部資金の獲得を通じて実施する。

## II 一般事項

### 1. 会議等の開催

#### (1) 定時総会

- ・時期：平成25年5月
- ・議事：平成24年度事業報告及び収支決算、会費、平成25年度事業計画及び収支予算等

#### (2) 理事会

- ・時期：年2回（平成25年5月、平成26年3月）
- ・議事：総会付議事項及びその他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (3) 専門委員会等

#### ① 企画委員会 年2回

平成25年度における協会の新規事業推進のための検討及び平成26年度事業の検討・企画を行う。

#### ② 編集委員会 年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、掲載内容の検討を行う。

#### ③ 海文化委員会 年2回

海文化事業の推進を図るため、情報の収集整理及び保全活動の推進方策の検討を行う。

#### ④ 賛助会員部会 年1回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

### (4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回

会員に対する協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

## 2. 専門委員の委嘱

企画委員、編集委員、海文化委員を委嘱する。